

3. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議【審議資料1】

【許可更新】

- ① 神津運動広場 (伊丹市)
- ② 猪名川第3・第4運動広場 (伊丹市)
- ③ 東久代公園 (川西市)

個別占用案件のカルテ（許可更新）

① 神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	グラウンド2面			
占用面積	17,454.70㎡	付帯施設等	バックネット(可搬式)61基 塁ベース(可搬式)8箇所	
許可の経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 令和3年11月10日 <許可期限> 令和8年3月31日	利用者数	平成27年度 10,870人 令和2年度 20,291人 平成28年度 24,593人 令和3年度 20,149人 平成29年度 22,865人 令和4年度 23,105人 平成30年度 7,210人 令和5年度 22,820人 令和元年度 22,791人 令和6年度 22,630人	
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>		団体数	
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に桑津橋が隣接しており、橋の上流側に当市が占有している猪名川第3・第4運動広場が隣接している。 ・下流側は、猪名川河川敷緑地がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年5月10日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年度3月末に復旧した。 			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

2. 施設の現状

(占有者作成)

占用の必要性	<p>(代替性)</p> <p>本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85,959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。</p>		
	<p>(必要性)</p> <p>本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。</p> <p>そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。</p> <p>以来38年間の占有期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちの夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。</p> <p>また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。</p>		
管理状況	<p>(施設管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球の団体が運営委員会を組織して、自主的に運営している。利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。 		
	<p>(不法占有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法占有のないよう、利用団体に指導を行っている。 		
	<p>(維持管理計画)</p> <p>1年を通して、運営委員会が主に管理している。定期的にグラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。河川の増水が予想される場合は、設置物は可搬式にしており事前に工作物の撤去を行う。(年1回、撤去訓練を実施している。)</p>		
利用状況	<p>(利用者・利用ルール)</p> <p>土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は午後の時間帯は主に少年野球が練習で利用している。</p> <p>利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。</p>		
	<p>(駐車場)</p> <p>なし</p>		
前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。</p> <p>猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体と連携を図り自然保護に努めている。</p>		
	<p>(環境意識の啓発)</p> <p>令和7年2月15日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。同様の取り組みを引き続き実施することで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配慮			

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m～6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

3. 占用内容の変更

(占有者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所の範囲図			管理体制	
占有内容変更による河川環境への影響				
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は猪名川と藻川合流部の上流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・砂洲には一年生草本群落のみられ、河岸にはヨモギやカナムグラの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種のオオヨシキリ(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、オオヨシキリ(鳥類)の重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。 ・左岸には護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1.4m

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

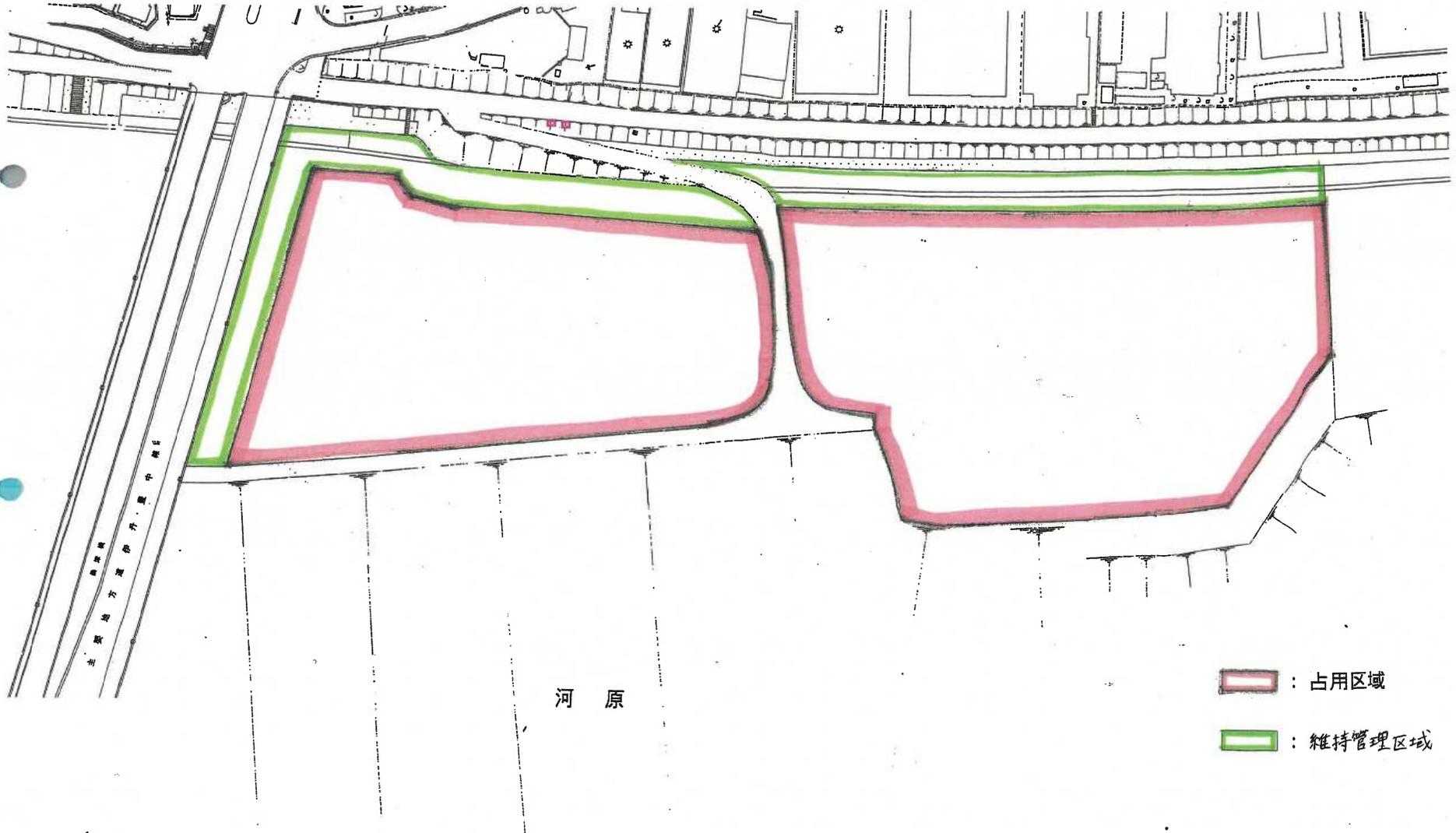
(委員会作成)

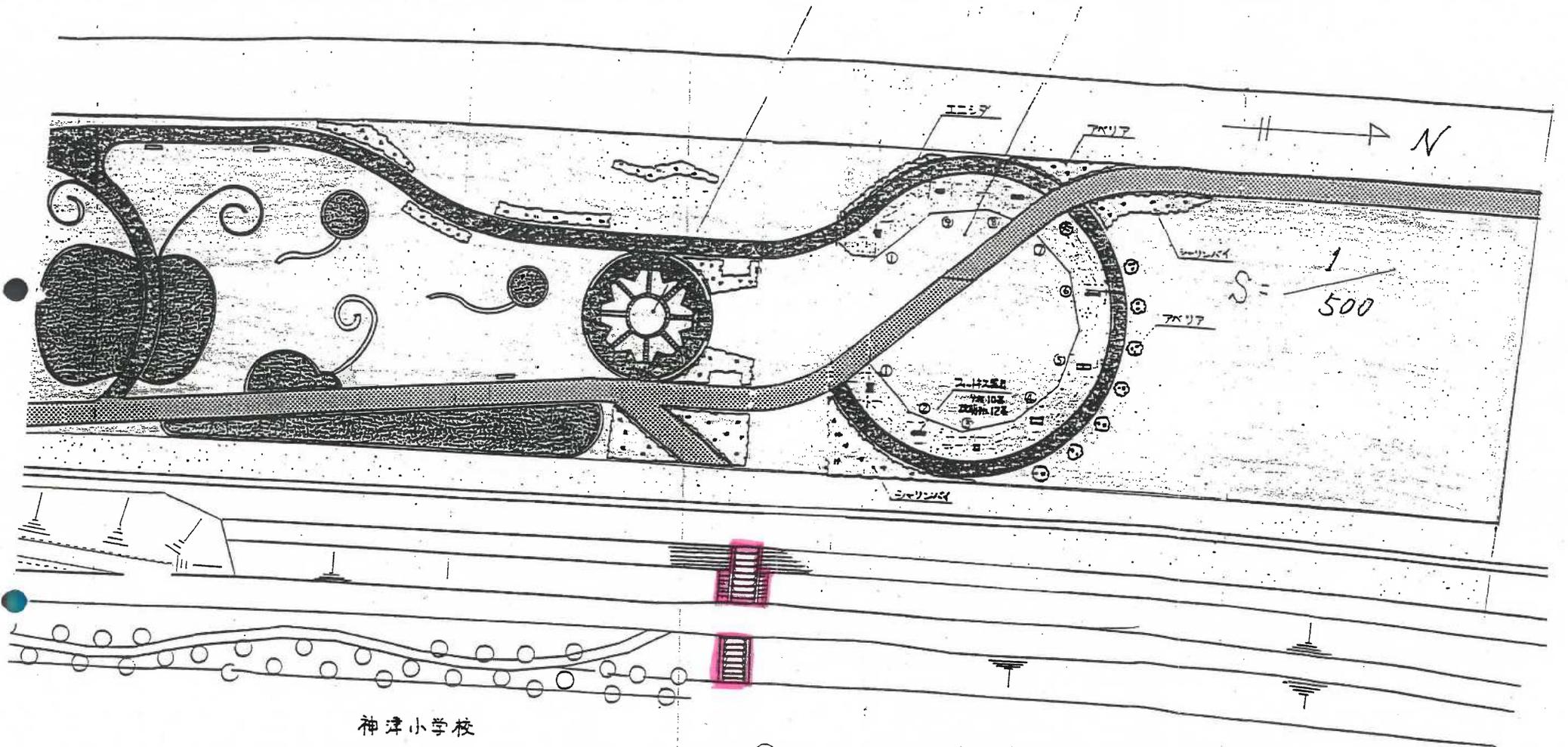
6. 河川管理者の判断

(河川管理者)



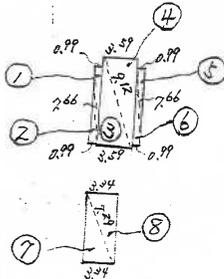
猪名川河川敷 平面図 S=1:500





占用区域面積

番号	底辺(m)	高さ(m)	倍面積
1	7.66	0.99	7.58
2	7.66	0.99	7.58
3	9.12	3.59	32.74
4	9.12	3.59	32.74
5	7.66	0.99	7.58
6	7.66	0.99	7.58
7	7.29	3.04	22.04
8	7.29	3.04	22.04
計			144.48
面積	1/2		72.24 m ²



占用区域

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	右岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真（R7年4月23日(④のみ6月12日)撮影）（委員会事務局作成）



①全景(上流側より)



②全景(下流側より)



③水際の状況



④用具等の状況



⑤利用ルール看板の状況



⑥裏法の踏み荒らしの状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	猪名川クリーン作戦と共に実施した自然観察会の内容や猪名川・藻川の川らしい利用のあり方等を利用団体へ共有し、広場整備と併せて外来種駆除の協力をお願いしている。	○	外来種対策に取り組んでいる。	
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある。	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	-		-	該当する工作物がない。	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	×	現状設置していないが、チガヤ等に関する啓発看板の設置を検討したい。	×	現状で環境保全にかかる啓発看板等は設置されていない。	
河川愛護活動 B-2		環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	猪名川クリーン作戦に毎年参加し、ゴミ拾いを実施する他、鑑賞会等の環境学習もしている。	○	クリーン作戦や環境学習会が実施されている。		

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の 利用と 責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	川とふれあうことはないが、観察会を行うなど、環境学習を行っている。	△	川とふれあう施設ではないが、観察会を行うなど、環境学習を行っている。
	利用者・ 利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握はされている。
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	運営委員会規約により、利用上のルールや、禁止行為等を定めている。	○	利用上のルールが定められている。
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板等で明示している。	○	看板により利用者への明示がされている。
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	利用団体により運営委員会を組織し利用調整等を行っており、加盟についても排他性はない。	○	運営委員会規約により、加盟条件に排他性はない。
		駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	—		—
	設置のための検討の有無 C-7		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	—		—	駐車場の計画はない。

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○: 整備されている △: 一部整備、整備途上 ×: 整備されていない	○	運営委員会規約に基づき利用団体により管理を行うこととしており、市は事務局および管理責任者として、必要に応じ指導助言を行っている。	○	運営委員会規約において管理体制・計画が定められている
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○: 適正である △: 一部改正の余地がある、改正中 ×: 適正とはいえない、計画がない	○	運営委員会規約に基づく整備、清掃等が行われている他、非常時の計画および連絡体制を整備するなど適切な管理を行っている。	○	運営委員会規約に基づいて管理がされている。
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○: 適正管理されている ×: 不法占有の実態がある	○	占有物件以外は放置されていない。	○	占有物件以外は放置されていない。

取組状況報告書 神津運動広場(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2 年度第 2 回)	中間報告時の市の回答 (R5 年度第 1 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での 意見	今回委員会の意見
1	運動広場の利用に伴う堤防の踏み荒らし等による損傷が発生しているため、移動式トイレの設置等、堤防に影響の無いようにしていただきたい。 (P17 写真⑥)	利用団体との協議を定期的に行い、堤防の踏み荒らし等により損傷させないよう指導を行っている。	利用団体に対し、令和 6 年 11 月に堤防の裏法面にあった勝手階段を撤去するよう指導を実施、以降はトイレへは東側市道からの出入りとするよう利用方法を是正させ、その後も定期的に状況を確認し、適切な利用に向けた管理を行っている。		
2	用具については、出水時に速やかに撤去できる等、適切な管理を徹底していただきたい。 (P17 写真②④)	日頃から占有物件の整理・整頓等管理を指導、徹底するとともに、毎年対応要領に基づいた占有物件の撤去訓練を行っている。	占有許可を得ていない物品を放置しないよう利用団体に指導を行っており、要領に基づいた施設等の撤去訓練を毎年実施している。		
3	硬式野球については、さらなる安全性を高める努力をしていただきたい。 (P17 写真②)	通行人にボールが当たらないように、各種防球ネット及び指導者等の配置を徹底させる等、さらなる安全性確保を利用団体に指導している。	安全性を高めるため、利用団体において、バックネットの位置を工夫することや可動式のネットを増やす、堤防に人員を配置する等の安全対策に努めている。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R5 年度第 1 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	堤防の裏法面において運動広場の利用に伴う踏み荒らし等の堤防損傷が発生していることについては、引き続き占用者から使用者に適切な利用について指導をしていただきたい。 (P17 写真⑥)	利用団体に対し、令和 6 年 11 月に堤防の裏法面にあった勝手階段を撤去するよう指導を実施、以降はトイレへは東側市道からの出入りとするよう利用方法を是正させ、その後も定期的に状況を確認し、適切な利用に向けた管理を行っている。		
2	高水敷に常時仮置き認められていない用具については、今回は適切に管理されているのを確認したので、引き続きお願いする。 (P17 写真②④)	占有許可を得ていない物品を放置することがないように、利用団体に対し文書をもって指導しており、適切な管理に努めている。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

② 猪名川第3・第4運動広場（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K~6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図			現況写真	
現在の利用形態	グラウンド3面(猪名川第3・第4運動広場)第3運動広場はA・Bの2面のグラウンド有			
占用面積	27, 113. 34㎡	付帯施設等	サッカーゴール(可搬式) 12基 ベンチ(可搬式) 17基 植栽(アベリア)約 1, 920 本	
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 令和3年10月27日 <許可期限> 令和8年3月31日	利用者数	平成27年度 112, 365人 令和2年度 84, 300人 平成28年度 108, 500人 令和3年度 98, 700人 平成29年度 96, 150人 令和4年度 97, 350人 平成30年度 24, 410人 令和5年度 93, 550人 令和元年度 117, 574人 令和6年度 80, 800人	
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>	団体数		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に雑草が茂っている状態となっている。 ・下流側は、桑津橋と隣接しており、橋の下流側に本市が占有している神津運動広場がある。 ・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。 			
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。 			
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年3月16日に占有許可いただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の用途で利用している。 ・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。 ・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。 			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K～6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85, 959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、その市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占用している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。
	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、令和元年度からはアシックス・サンアメニティ共同体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。
管理状況	(不法占用) 無し
	(維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を実施。)
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押さえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。
	(駐車場) 堤内側の河川区域外にある。

前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めている。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>令和7年2月15日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。同様の取り組みを引き続き実施することで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配 慮			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模				
変更場所 の範囲図			管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項	特になし			

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K~6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当該占用地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。 ・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落が見られる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。 ・鳥類では、河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。 ・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。 ・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシippiaアカミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。 ・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルビアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。 ・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水域までの距離:約 10~50m ・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルヨシ群落が見られる。 ・左岸には護岸が整備されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・約 2.9m

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6. 2K~6. 6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

猪名川河川敷緑地
平面図 S=1:500

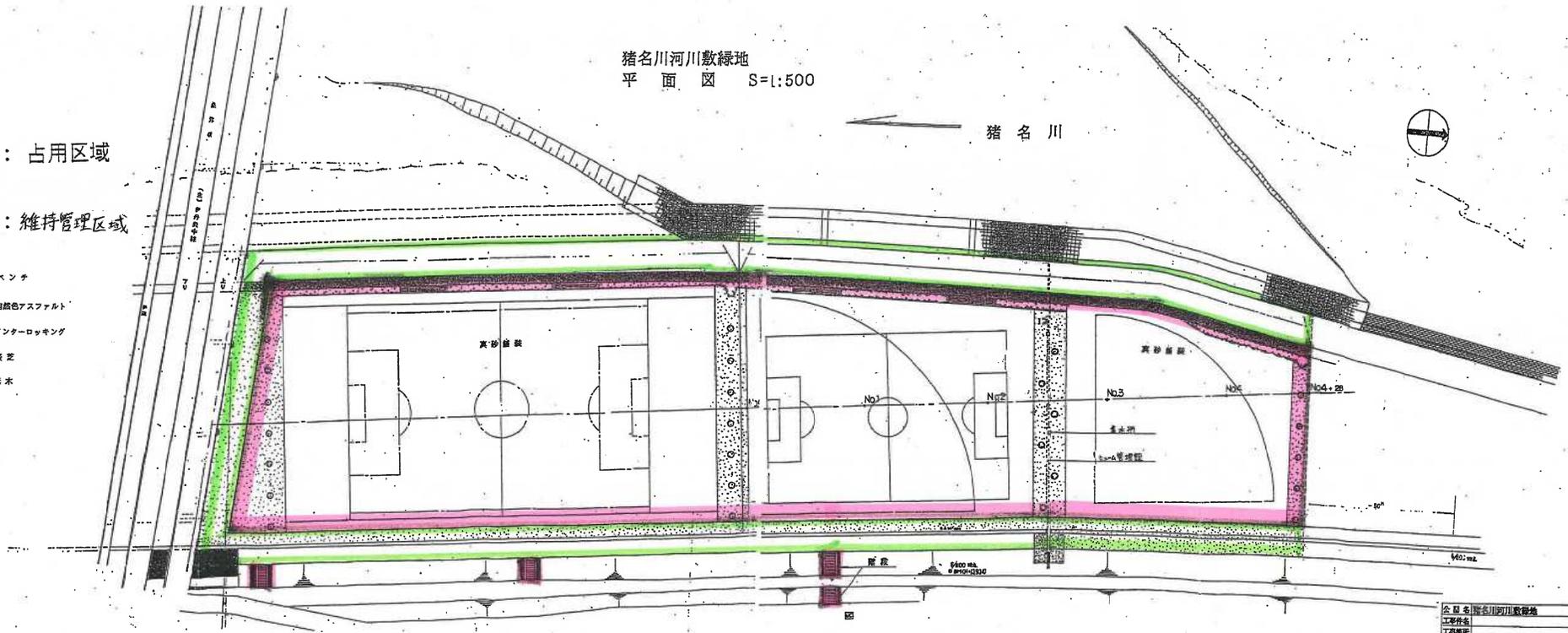
猪名川



■ : 占用区域

■ : 維持管理区域

- : ベンチ
- : 自然色アスファルト
- : インターロッキング
- : 芝草
- : 低木



会社名	猪名川河川敷緑地	図面番号	
工事名			
工事場所			
図名	平面図	縮尺	

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2k~6.6k-50m 付近
----	-------	------	------	------	-----	----	---------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真（R7年4月23日撮影）

（委員会事務局作成）



①全景（下流側より）



②全景（上流側より）



③水際の状況



④植栽の状況



⑤利用ルール看板の状況



⑥ツルフジバカマの保全の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか ○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	昆虫館・みどり自然課と連携しながら外来種対策に取り組んでいる。	○	外来種対策に取り組んでいる。	
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか ○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある。	
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか ○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	川らしい景観に配慮し、自然色アスファルト等の舗装を実施している。更に生物多様性への配慮を検討していく。	△	舗装種別等、更なる工夫の余地がある。	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	△	現在は実施していないが、ツルフジバカマ自生地の拡大ができた後に、啓発看板等の設置を計画したい。	×	現状で環境保全にかかる啓発看板等は設置されていない。	
河川愛護活動 B-2		環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか ○: 実績又は計画が妥当である △: 計画又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	猪名川クリーン作戦に毎年参加し、ゴミ拾いを実施する他、鑑賞会等の環境学習も行っている。	○	クリーン作戦や環境学習会等が実施されている。		

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	川とふれあうことはないが、観察会を行うなど、環境学習を行っている。	△	川とふれあう施設ではないが、観察会を行うなど、環境学習を行っている。
	利用者・ 利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握はされている。
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	くずかごを設置せず各自でゴミを持ち帰る。	○	利用上のルールが定められている。
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板を修理し、利用者に各種事項を明示している。	○	看板により利用者への明示がされている。
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	市スポーツ協会加盟の団体等が大会等で優先的に使用。空いている日は一般利用。	○	市スポーツ協会加盟団体が優先使用しているが、他の一般利用者も空いていれば利用可能。
		駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	○	利用者が多い休日には係員を配置し、平日も定期的に巡回している。	○
	設置のための検討の有無 C-7		駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	—	すでに駐車場を設置している。(河川区域外)	—	新たな駐車場の計画はない。

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○	指定管理者制度により管理者を明確化している。	○	指定管理者による管理が実施されている。	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○	周辺住民から要望があった場合も指定管理者を通じて迅速に対応しているため適正である。	○	指定管理者により適正に管理が実施されている。	
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○	指定管理者が適正に管理している。	○	適正に管理されている。	

取組状況報告書 猪名川第3・第4運動広場(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2 年度第 2 回)	中間報告時の市の回答 (R5 年第 1 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈り等の植生管理はきちんとされており、引き続きお願いする。(P31 写真①②)	指定管理者により、年間を通じて計画的に草刈り等の植生管理を行っている。	引き続き、指定管理者により、年間を通じて計画的に草刈り等の植生管理を行っている。		
2	ツルフジバカマの保全対策を進めることは良い。実施した保全対策と経過を次回報告して欲しい。(P31 写真⑥)	引き続き保全区域を区切って、保全に努めている。 市みどり自然課で定期的に種子を採取し、育成、区域の拡大を試みている。	市みどり自然課と連携し保全対策に努めている。具体的には、自生地の保全管理や採種した種子からの育苗、別地への植栽などである。自生地以外への植栽についてはそのほとんどが枯死してしまい、自生地の拡大が難しいのが現状である。		
3	アベリアの植栽中の雑草管理を引き続き行っていただきたい。(P31 写真④)	指定管理者により、植栽中の雑草管理を行っている。	引き続き、植栽中の雑草管理を定期的に行っている。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R5 年度第 1 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈り等の植生管理(アベリアの植栽含む)は適切な実施をお願いします。 (P31 写真④)	草刈り等、植生管理を定期的に行っている。		
2	兵庫県の絶滅危惧種 A ランクに指定されているツルフジバカマの保全対策(高水敷 への移植等による自生地の拡大の検討を含め)を引き続き実施していただきたい。 (P31 写真⑥)	市みどり自然課と連携し保全対策に努めている。具体的には、自生地の保全管理や採種した種子からの育苗、別地への植栽などである。自生地以外への植栽についてはそのほとんどが枯死してしまい、自生地の拡大が難しいのが現状である。		

個別占用案件のカルテ（許可更新）

③ 東久代公園（川西市）

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 球技場から下流側へ  テニスコートから上流側へ
現在の利用形態	園路:総延長 3,763m 広場:自由広場 1カ所、休養広場 2カ所 運動広場:野球場 1面、球技場 1面、テニスコート 5面 その他:事務所 1カ所、駐車場3カ所、駐輪場2カ所		
占用面積	72,164.17㎡	付帯施設等	バックネット 4基、防球ネット、ベンチ 34基、トイレ 2基、日除けテント 8基、その他
許可の経緯	<当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 令和 3 年 6 月 28 日 <許可期限> 令和 8 年 3 月 31 日	利用者数	令和 2 年度 72,714 人 令和 3 年度 90,269 人 令和 4 年度 79,186 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	令和 5 年度 60,980 人 令和 6 年度 52,457 人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占用している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次川西市総合計画」では、スポーツに親しむ市民や団体などの自主性や主体性を発揮した活動を支援し、東久代公園を始めとする市内の体育施設の環境整備をすとしてしています。 ・兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援物資の集積・配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動機能の拠点にするとしています。 ・「川西市みどりの基本計画」では、猪名川河畔などの水辺のみどりは、本市を代表する貴重な自然緑地として、市民や事業者など多様な主体との協働による保護・保全を進めるとしています。 ・「生物多様性ふるさと川西戦略」では、山や農地などと異なる生態系を有する場所である水辺空間は少ないため、水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。 		
その他特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

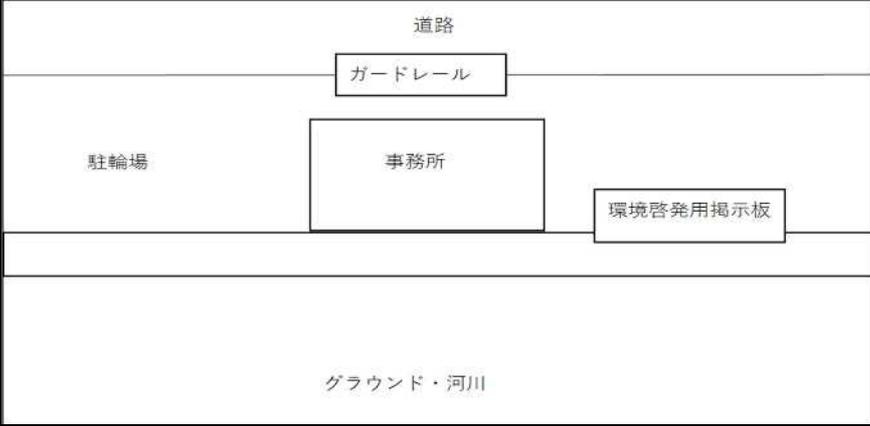
占用の 必要性	(代替性) 現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している70,000㎡もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。
	(必要性) 東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和49年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。 年間の利用者数は、有料施設だけで52,457人(令和6年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。 今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。
管理状況	(施設管理) 平成26年度から、公募により(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員2名と受付業務等を行なう職員1名が常駐し、管理運営にあたっています。
	(不法占用) 本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、是正指導を行ったが改善されず、令和3年12月の行政代執行後、令和6年3月に駐輪場として整備した。
	(維持管理計画) 随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。
利用状況	(利用者・利用ルール) 無料の「公園」スペースでは、24時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。 なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。 ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること また、禁止行為を下記のとおり定めています。 ①ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、②犬や他の動物の放し飼い、③酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、④花や木を傷めること、⑤魚や鳥を殺傷すること ⑥公園その用途以外に使用すること

	<p>(駐車場)</p> <p>無料駐車場 87 台を設置しています。</p>		
<p>前回審議の 意見</p>	<p>別紙のとおり</p>	<p>前回審議 意見の対応</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>環境保全に 向けて申請 者の取り組 み</p>	<p>(環境への配慮)</p> <p>指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>占有区域内での環境に配慮した利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした環境啓発看板の設置を行った。河川洪水時にも危険のない形態での設置実施。</p> <p>河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタクサやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を定期的で開催しております。</p>		
<p>安全への配 慮</p>	<p>河川洪水時の対策として、占有物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練を実施しています。</p>		

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の 占用内容	掲示板及びガードレールの未設置		変更後の占用内容	掲示板及びガードレールを設置済み
変更要望 の内容	環境啓発用掲示板の設置及び不法占用跡地においてガードレールの設置			
内容変更 の 必要性	環境保全に関する啓発を行うための掲示板が必要である。また、不法占用跡地において駐輪場として整備するにあたり、ガードレールを設置しないと危険である。			
変更の規模	ガードレール20メートルの設置と環境啓発用掲示板の設置のみのため小規模			
変更場所 の範囲図			管理体制	指定管理者による管理
占用内容 変更による 河川環境 への影響	環境啓発用掲示板を設置したことにより、利用者に環境保全に関する意識が向上した。			
占用内容 変更後 における 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	環境啓発用掲示板を設置し、環境保全に関するチラシを掲示して保全活動に努めている。			
その他 特記事項				

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> 当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落のみられ、河岸にはオギ群落やクズ群落が広がっている。 鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。 重要種としては、水際にカワヂシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナミメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> 低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 水辺のワンドやたまりは、ミナミメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水域までの距離:約 5～50m 左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。 右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 1.5m

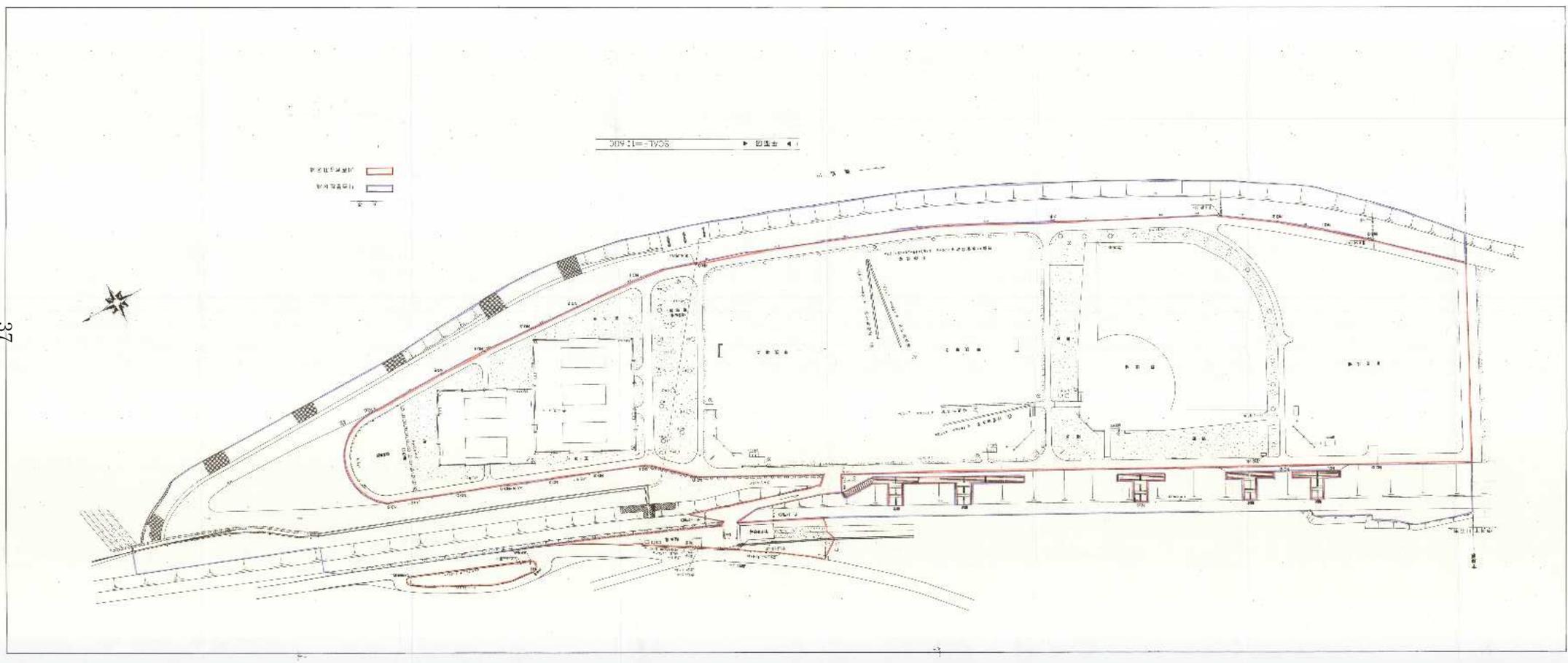
番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)



番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6k
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真（R7年4月23日撮影）

（委員会事務局作成）



①上流側全景



②下流側全景



③不法占用跡地の状況



④ユキヤナギの植栽の状況



⑤水際の状況



⑥法面のチガヤの状況



⑦利用ルール看板の状況



⑧環境啓発用掲示板の状況

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○: 保全されている △: どちらともいえない ×: 保全されていない	○	堤防のチガヤの生育に関しては適切な管理を行うなど、生物多様性が保全されている。	△	堤防法面のチガヤの維持以外には、生物多様性を保全するための具体的な取り組みは不明
		横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○: 連続性が確保されている △: どちらともいえない ×: 分断されている	○	一部はテニスコートやグラウンド利用しているものの、周辺は自然を残している	△	駐車場、園路、テニスコート、グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある
		工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○: 配慮されている △: どちらともいえない ×: 配慮されていない -: 該当する工作物がない	○	舗装箇所は最低限に留め、自然を残している	×	舗装箇所については生物多様性に配慮した構造にはなっていない
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	啓発看板について、河川洪水時にも危険のない状態での設置を行った。	○	環境保全に関する啓発看板が設置されている
		河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○: 実績又は計画が妥当である △: 実績又は計画がやや妥当性にかける ×: 特に実施していない	○	河川レンジャーと連携し生物多様性に関する環境学習会を実施	△	これまで環境学習会が実施されているが、前回の令和4年12月4日以降は実施できていない。

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と 責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	△	施設周辺の水深が深い ため川へのアクセスは容易ではないが 自然観察は可能	△	川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある	
	利用者・ 利用ルール	利用状況の把握	C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	○	指定管理者による利用者数の把握と報告あり	○	利用者数の把握はされている
		利用上のルール	C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	利用上のルールを定めており指定管理者により運用されている	○	利用のルールは定められている
		利用者への明示	C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	看板による明示あり	○	看板による利用者への明示がされている
		公共性の担保	C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	事前申請した体育施設利用者以外でも公園スペースは自由に利用できる	○	体育施設は事前予約により、その他の施設は自由使用により広く一般に利用されている
		利用方法や管理体制への配慮	C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	○	駐車スペースの整備を行い、通行経路を案内する看板等を設置している。	○	堤外、堤内に駐車場があり、それぞれ利用者の通行には配慮されている
	駐車場	設置のための検討の有無	C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	○	白線により出入時の動線を明確にし、フェンス及びバリカーの設置による不法進入を防ぐ等対策を講じる。	○	新たな駐車場の設置の予定はない

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○	指定管理者による管理	○	管理事務所が設置されており、指定管理者による管理が実施されている	
		管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	○	今後の修繕計画等をリスト化し指定管理者による定期的なチェック及び市への報告を行っている。	○	指定管理者の管理計画を市で把握し、適切に管理されている	
	不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○	不法占有の実態があったが、令和3年12月の行政代執行により対応済み。	○	不法占有が撤去され、公園内は適正に管理されている	

取組状況報告書 東久代公園(川西市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2 年度第 2 回)	中間報告時の市の回答 (R4 年第 2 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	草刈りはきちんとされており、引き続きお願いする。 (P45 写真①②)	草刈りについては生育状況に応じて随時実施し、適切な施設の維持管理に努めました。	草刈りについては生育状況に応じて随時実施し、適切な施設の維持管理に努めました。		
2	不法占用については、引き続きより強力に指導されたい。 (P45 写真③)	令和3年12月に行政代執行を実施し、不法占有物の撤去により対応済み。	令和3年12月に行政代執行を実施し、不法占有物の撤去により対応済み。		
3	ユキヤナギの植栽に侵入している雑木(クズ、アキニレ、他)については撤去を実施していただきたい。(P45 写真④)	随時実施している草刈りの中で、発見次第除去をしました。	随時実施している草刈りの中で、発見次第除去をしました。		
4	環境学習会は継続的に実施していただきたい。	令和4年12月4日に利用団体に向けて環境学習会を実施しました。	利用団体に向けて環境学習会を定期的には実施していますが、令和4年12月4日以降は未だ実施ができていません。		
5	堤防にチガヤの植生が生育している箇所については今後のモデルとして適切に管理していただきたい。(P45 写真⑥)	チガヤの生育に関しては、自然的な発生環境を維持し、適切な管理に努めました。	チガヤの生育に関しては、自然的な発生環境を維持し、適切な管理に努めました。		

【中間報告時新規意見】

番号	中間報告時委員会の意見 (R4 年度第 2 回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	植生管理は外来種対応だけでなく生物多様性保全や景観的にもよい対応をされている。	植生管理は外来種対応だけでなく生物多様性保全や景観的にもよい対応を引き続き行っている。		
2	堤防法面のチガヤや占用地川側のオギ群落の維持は、今後もモデルとして適切に管理していただきたい。 (P45 写真⑤⑥)	堤防法面のチガヤや占用地川側のオギ群落の維持を引き続き行っている。		
3	環境学習会は継続的に実施していただき、啓発看板の設置も進めていただきたい。(P45 写真⑧)	利用団体に向けて環境学習会を定期的に実施していますが、令和4年12月4日以降は未だ実施ができていません。また、啓発看板の設置は完了しました。		
4	河川管理者と占有者が協力して刈り草の処理を適切にされたい。	刈り草の処理については、市の委託業者において適切に処分させている。		